

別表第7(第22条関係)

騒音に係る特定施設

番号	施設の種類		規模能力
1	金属加工機械	(ア) 圧延機械	すべてのもの
		(イ) 製管機械	
		(ウ) ベンディングマシン (ロール式のものに限る。)	
		(エ) 液圧プレス(矯正プレスを除く。)	
		(オ) 機械プレス	
		(カ) せん断機(原動機を使用するものに限る。)	
		(キ) 鍛造機	
		(ク) ワイヤーフオーミングマシン	
		(ケ) ブラスト(タンブラスト以外のものであつて密閉式のものを除く。)	
		(コ) タンブラー	
		(サ) 研磨機(工具用を除く。)	
		(シ) 切断機(といしを使用するものに限る。)	
		(ス) 自動旋盤(棒材加工用のものに限る。)	
2	圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
4	繊維機械	(ア) 織機(原動機を使用するものに限る。)	すべてのもの
		(イ) 撚糸機	
5	建設用資材製造機械	(ア) コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除く。)	混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。
		(イ) アスファルトプラント	混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。
6	穀物用製粉機 (ロール式のものに限る。)		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
7	木材加工機械	(ア) ドラムバーガー	すべてのもの
		(イ) チツパー	
		(ウ) 碎木機	
		(エ) 帯のこ盤	原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。
		(オ) 丸のこ盤	原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。

	(カ) かなな盤	原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。
8	抄紙機	すべてのもの
9	印刷機械(原動機を使用するものに限る。)	
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)	
12	バーナー	
13	電気炉	すべてのもの
14	キューボラ	
15	遠心分離機(直径が1.2メートル以上のものに限る。)	
16	コンクリート管、コンクリート柱又はコンクリートブロック製造機	
17	ドラムかん洗浄機	
18	スチームクリーナー	
19	ポンプ	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。
20	天井走行クレーン及び門型走行クレーン	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
21	集じん装置	すべてのもの
22	冷凍機(往復動式、ロータリー式又は遠心式のものに限る。)	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。
23	クーリングタワー	原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。
備考		
次に掲げる施設を除く。		
1 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号に規定する電気工作物		
2 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第13項に規定するガス工作物		